

原告番号4-2及び同4-3については、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害にかかる賠償額である40万円（本件事故発生から平成23年12月末までを対象期間とする。）、及び、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある方及び妊娠されていた期間がある方に対する上記損害項目にかかる賠償額として8万円の合計48万円を支払い済みである。これを超える慰謝料請求については争う。

原告らが慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

1 本件事故により避難生活を余儀なくされたとの主張について

原告らの事故時住所地であるb1市内の空間放射線量は年間1mSv前後であると認められ、100mSvを大きく下回っており、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとはいえないから、原告番号4-1ないし同4-3は、本件事故によってb1市からの避難を余儀なくされているとは評価できないものであり、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し、現在も継続しているものである。

また、原告番号5は、b1市の自宅に帰還した平成23年3月21日をもって本件事故からの自主的避難は終了しているといえるから、原告番号5の避難による慰謝料は、既に支払い済みの賠償金に含まれており、これを超える慰謝料請求には理由がない。

2 母子避難で家族別離の状態が約6年にわたり継続していることにより、父親と離れる寂しさ、子供の成長を身近に見られないつらさ等の精神的苦痛を受けたとの主張について

原告番号4-1ないし同4-3の自主的避難は原告らの判断に基づくものであり、本件事故によって客観的に別居を余儀なくされたとは評価することができない。

3 二重生活及び都心での生活により経済的な負担が大きい、本件事故以前の広い住宅での生活ができなくなった、平成29年3月以降借上げ住宅の家賃を負担しなければならないとの主張について

原告らは、本件事故によってb1市からの避難を余儀なくされているとは評価できず、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択しているものである。

4 新鮮な米・野菜や魚を食べたり、原告番号4-1の両親と食卓を囲んだりすることができなくなったとの主張について  
原告番号4-1ないし同4-3の自主的避難は原告らの判断に基づくものであり、「b1市で産生される食物」を食べることができなくなったことをもって、原告らの法的に保護された権利利益が侵害されたということとはできず、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものとはいえない。

5 b1市の自宅は、本件事故後5年以上が経過した段階でも放射性セシウムが管理指定区域の基準値以上に測定される状況であり、到底避難を終了させて帰還することはできないとの主張について

原告らの自宅敷地のサンプル土壤中の放射性セシウムの濃度は、いずれも指定廃棄物の指定基準である8,000Bq/kg超という基準を大きく下回っているだけでなく、原子力災害対策本部が公表した稲の作付制限を行う土壤中放射性セシウム濃度の上限値である5,000Bq/kgすら下回っており、原告らの自宅敷地のうちの相対的に放射性物質濃度が高いと解される地点においてすら、一般廃棄物として処理することができ、稲の作付も可能とされる程度の汚染にとどまっている。

また、管理区域を設定して、放射線業務従事者に対する被ばく管理等を行うこととしている趣旨は、放射性同位元素を使用する施設等において、平常時の放射線業務従事者の受ける放射線被ばくや作業の状況を管理することであり、かかる管理区域の設定基準を上回る放射線被ばく等を受けることによって健康影響が生ずることを意味するものではなく、「安全」と「危険」の境界を意味するものでもないから、平常時における管理区域の設定基準を超える放射性物質による汚染が生じたとしても、そのことをもって、不法行為法上違法な権利侵害に当たるということはできない。実際には大多数の地域において、上記のような外部放射線量にかかる管理区域の基準を下回っていたものと考えられる。

さらに、その他b1市内に存する物品について、その表面の放射性同位元素の密度が4万Bq/m<sup>2</sup>を上回っていることを示す的確な証拠は示されておらず、原告らの主張はその基礎を欠く。

本件訴訟において原告らが主張する土壤汚染に起因する慰謝料請求の成否については、当該汚染によって、原告らの健康に対して何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのようなおそれが生じており、差し迫った危険が生じていると認められるかどうか、という点が問題となるというべきであるところ、b1市内においては空間放射線量が年間20mSvを大きく下回っているだけでなく、概ね年間1mSv又はこれすら下回っているという実情にあり、b1市内の住民に対する具体的な権利侵害を生じしめるものでもない。

6 原告番号4-1ないし同4-3が「自主避難」と言われることにより辛い思いをしているとの主張について

不当な誹謗中傷などの加害行為についてはその加害者が明確に非難されるべきであり、これをもって被告の不法行為と評価することはできない。

7 原告番号4-1が新体操の指導の職を失ったとの主張について

本件事故の放射線の影響によってb1市に帰還できず、b1市での職を継続できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。

8 原告番号4-1が避難後は子育てなどの悩みを一人で背負わざるを得なくなったとの主張について

本件事故の放射線の影響によって一人での子育てを余儀なくされたとはいえない。

9 原告番号4-2及び同4-3が避難により習い事を断念せざるを得なくなったとの主張について

原告らは本件事故の放射線の影響によってb1市に帰還できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。避難先で子らにどのような習い事をさせるかは原告らにおいて自由に決められるところ、実際に、原告番号4-2は現在塾に通っているとのことである。

10 原告番号4-2及び同4-3が事故による精神的なストレスを感じ、PTSDと診断されたことや、避難先の学校でいじめに遭ったとの主張について

いじめなどの不当・違法な加害行為についてはその加害者が明確に非難されるべきであり、これをもって被告の不法行為と評価することはできない。また、PTSDとの診断は精神科専門の医師ではない小児科の医師が行っており、PTSDへの罹患の事実も客観的に疑義がある。さらに、本件事故の放射線の影響によってかかるPTSDが招来されたとの事実的因果関係は何ら立証されていない。

11 本件事故のために会社を退職することを余儀なくされ、独立して起業せざるを得なくなり、単身生活のために体調を崩しやすくなったとの主張について

かかる事情は具体的に立証されておらず、本件事故後のb1市内の空間放射線量の状況からしても、本件事故による放射線の影響によって原告番号5が会社の退職を余儀なくされたとはいえることができない。

また、原告番号5が単身生活になっているのは、原告番号4-1ないし同4-3が自らの判断により東京へ自主的避難を行っているためと、原告番号5が茨城に立ち上げた会社の業務を行うためであって、本件事故により余儀なくされたものではない。

第2 原告番号5の生活費増加分、避難交通費、宿泊費用、面会交通費用及び一時帰宅費用の請求（抽象的損害計算）について

#### 1 生活費増加分について

本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加額についての具体的な立証もない。原告番号5が起業をしたことやその経営の状況については、本件事故とは関係がない。また、原告らが子どもに対してどのような習い事をさせるかは原告らの選択により自由に判断できるものであり、避難に伴う費用ともいえないから、かかる支出をもって本件事故による原子力損害に当たると解することはできない。また、原告らがこれに要した具体的な金額等も明らかでない。

仮に、原告らに生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は原告らに対して、以下のとおり生活費増加分及び避難費用にかかる実費相当額を含む賠償金を支払い済みであるから、原告ら4名全体に対するかかる既払い額をもって、原告番号5の上記請求に対して、弁済の抗弁を主張する。

- ・原告番号4-1 8万円及び4万円
- ・同4-2 40万円、20万円、8万円及び4万円
- ・同4-3 同上
- ・同5 原告番号4-1と同じ

以上を合計すると、原告らの世帯に対する生活費増加分を含む賠償額は168万円となる（本件世帯4・5賠償額）。

本件事故後におけるb1市内の客観的な危険の程度を踏まえれば、加害者に対して損害賠償義務として帰責し得る賠償対象期間にはおのずと合理的な限度があり、原告番号4-2及び同4-3が子供であることから、かかる限度を本件事故から約1年6か月後に当たる平成24年8月末までを目安とすることには合理性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

#### 2 避難交通費

本件世帯4・5賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

#### 3 宿泊費用

宿泊の事実及び支出の事実について、客観的に確認することができない。また、仮に宿泊の事実を前提として、このような自主的避難にかかる宿泊費（実費相当額）が損害に当たるとしても、原告番号4-1及び同5の各両親の宿泊費用については、本来それらの者に対する賠償額の中に含まれる性質のものである。また、原告らの宿泊費用については、本件世帯4・5賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

#### 4 面会交通費用

原告番号5による移動の事実及び支出した額を客観的に確認することができない。また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、交通費の支出を本件事故によって余儀なくされたとは評価できず、本件世帯4・5賠償額を超える損害を基礎付けるものではない。

#### 5 一時帰宅費用

移動の事実及びその回数を客観的に確認することができない。また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、交通費の支出を本件事故によって余儀なくされたとは評価できず、本件世帯4・5賠償額を超える原告の損害が基礎付けられるものではない。

第3 原告番号5の積極損害（個別立証）について

#### 1 避難費用（謝礼）

謝礼の支払いの事実は、領収証等の客観的資料によって確認できない。また、謝礼の交付自体、儀礼的な意味合いの任意の支出であって、法的な損害として観念することが困難である。また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

#### 2 家財購入費用

物品を購入した事実及び当該金額を支出した事実は客観的な資料によっていずれも確認できない上、これらの物品は購入されることによって原告らの資産を形成しているから、損害の発生を観念できない。また、このような家財等の購入は、原告らが自主的に避難をすとの判断に基づいて購入されたものであり、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

第4 原告番号4-2及び同4-3の積極損害（個別立証）について

原告番号4-2及び同4-3の転地療養のために支出をした事実及び具体的な金額を領収証等の客観的な資料によっていずれも確認することができない。また、そもそも、PTSD罹患の事実を認めるに足りないうえ、原告番号4-2及び同4-3のPTSDの罹患と本件事故との因果関係も明らかにされていない。さらに、医学的に、治療のために海外に滞在して転地療養を行う必要性・相当性があるとも認められない。

第5 原告番号4-1の逸失利益の請求について

b1市内の空間放射線量の状況を踏まえても、原告番号4-1が本件事故の放射線の影響によって、b1市内で就労し得ず、上記勤務先を退職せざるを得ない状況に置かれたとは評価できず、自らの選択判断に基づく退職であるから、本件事故と相当因果関係のある逸失利益の損害を被ったとはいえない。

第6 弁護士費用

原告らに認められるべき損害額は、被告東電に対して裁判外で請求することにより支払われる賠償額と同額であり、既に支払い済みであるから、原告らがかかる損害賠償請求をするに当たって、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

五 世帯番号6及び同7について

### 第1 原告番号6-1ないし同6-3の慰謝料請求について

原告番号6-1については、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害にかかる賠償額である8万円を、それぞれ支払い済みである。これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号6-2及び同6-3については、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害にかかる賠償額である40万円、及び、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある方及び妊娠されていた期間がある方に対する上記損害項目にかかる賠償額である8万円を、それぞれ支払い済みである。これを超える慰謝料請求については争う。

原告らが慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

#### 1 本件事故により突然避難生活を余儀なくされたとの主張について

原告らの事故時住所在地であるb1市内の空間放射線量は年間1mSv前後であると認められ、100mSvを大きく下回っているものであり、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとはいえないから、原告番号6-1ないし同6-3が東京へ避難したのは専ら自らの選択判断によるものである。

#### 2 世帯番号7と離れた生活を送らざるを得ず、不安や寂しさを感じ、また将来設計も壊されたとの主張について

原告番号6-1ないし同6-3は自らの判断に基づくものであり、本件事故によって客観的に別居を余儀なくされたとは評価することができない。

#### 3 本件事故以前の山菜や野菜、魚を食べる豊かな食生活が奪われたとの主張について

スーパーで野菜を買うに至ったことにより、原告らの法的に保護される権利利益が侵害されたと評価することはできない。

#### 4 二重生活による経済的な負担があるとの主張について

原告番号6-1ないし同6-3がb1市に帰還せず自主的避難を継続することにより二重生活が継続しているとしても、それは原告らの選択の結果であり、本件事故によって客観的に二重生活を余儀なくされていると評価することはできない。

5 自宅では放射線の危険があることや、世帯番号6の原告らの生活圏における土壤汚染の状況から、避難を終了させて自宅に帰還することはできないとの主張について

原告番号6-1は、自宅の裏の清掃センターに積まれたフレコンバッグの周辺の空間放射線量が提示されているかどうかも認識しておらず、また、フレコンバッグが積まれていることによって、原告らに対していかなる危険が生じているのか、その具体的な内容についても何ら明らかにされていない。

b1市内の状況や、福島県の県民健康調査による外部被ばく調査の結果などを踏まえると、原告らが本件事故によりb1市からの避難の継続を余儀なくされているとはいえない。

また、世帯番号6の原告らは、生活圏における土壤から69,000Bq/m<sup>2</sup>(1,407Bq/kg)の放射性セシウムが検出されたとも主張しているが、その具体的な根拠は明らかにされていない。原告らの主張する土壤中の放射性セシウムの濃度は、いずれも指定廃棄物の指定基準である8,000Bq/kg超という基準を大きく下回っており、一般廃棄物として取り扱える水準にとどまっているほか、稲の作付が制限される基準値すら下回っている。b1市内においては土壤中の放射性物質その他に起因する空間放射線量が年間20mSvを大きく下回っているだけでなく、概ね年間1mSv又はこれすら下回っているという実情にあり、原告らの主張する土壤汚染によってb1市内の住民に対する具体的な権利侵害を生ぜしめるものではない。

6 原告番号6-1が避難後は育児の相談をできる人がおらず、地域のコミュニティでの人間関係も失われたとの主張について

原告番号6-1ないし同6-3がb1市に帰還した世帯番号7とは別に東京への自主的避難を選択し、現在までかかる避難を継続しているのは、政府の避難指示等により余儀なくされたものではなく原告らが自らの判断に基づくものである。

#### 7 原告番号6-1がやりがいを感じていた歌の仕事が奪われたとの主張について

原告番号6-1が歌の仕事を失ったのは、勤務先の事情によるものである。

8 原告番号6-2及び同6-3がのびのびと自然の中で遊ぶことができず、団地で周囲に気遣うよう環境が変わったとの主張について

b1市とは環境が異なる東京都への避難を選択したのは原告らの判断によるものであり、また、東京都で生活することによって、b1市にはない便益を享受できることも考えられ、かかる選択・判断により、原告番号6-2及び同6-3の法的に保護された権利利益が侵害されていると評価することはできない。

#### 9 原告番号6-2が精神的に不安定になり、原告番号6-2及び同6-3の夜泣きもひどかったとの主張について

原告番号6-2及び同6-3の上記の状況が自主的避難によって生じたものであることは何ら客観的に裏付けられていない。

10 原告番号6-2及び同6-3が甲状腺検査でA2判定を受け、原告番号6-3は大量の鼻血を出すなど健康面で不安を抱えているとの主張について

そもそのう胞は、がんになることはなく、また、健康な者でも見つかることが多い良性のものであり、学童期から中高生に多く見られ、数やサイズは頻繁に変わるものである(当然消失することも通常よくあることである。)

また、甲状腺検査によって発見されたう胞が本件事故による放射線被ばくによるものであるという関係も客観的に何ら明らかではない。さらに、「A2」判定は、直ちに治療を要するものではなく、二次検査の必要もないものである。原告番号6-2及び同6-3の検査結果にも、二次検査の必要はない旨が記載されているほか、本格検査を受診することが勧められていたものの、原告番号6-1は、さらに本格検査を受診させていない。

避難中に原告番号6-3が大量の鼻血を出したとの点についても、医師より被ばくと鼻血の関連性を示唆する診断はなく、本件事故に伴う放射線被ばくを原因とするものとは認められず、原告番号6-1もそれを認識していると認められる。

### 第2 原告番号7-1及び同7-2の慰謝料請求について

中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害にかかる賠償額である8万円を、それぞれ支払い済みである。これを超える慰謝料請求については争う。

原告らが慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的

損害を基礎付けるものではない。

1 本件事故前に同居していた世帯番号6と別離が生じ、世帯番号6の家族が心配であり、毎日会えた生活を奪われたとの主張について

原告番号7-1及び同7-2は毎月1回ほどのペースで原告番号6-1ないし同6-3の避難先へ会いに行っており、家族間の交流が途絶えているものではない。

2 世帯番号6の家族と面会するために原告番号7-1が片道3時間運転しなければならず、負担が大きいほか、都心の窮屈な環境で面会せざるを得ないとの主張について

原告番号6-1ないし同6-3が東京への自主的避難を選択し現在まで継続しているのは、政府の避難指示等により余儀なくされたものではなく、自らの居住地の選択・判断に基づくものである。

3 b1市に帰還後も、当初は物資が不十分で、報道に接しても不安であり、生活様式を変えざるを得なくなったとの主張について

b1市の物資の不足は、地震・津波の被害を受けた地区のみならず、東日本を中心に広く見られたものであるから、かかる事情をもって、本件事故による相当因果関係のある精神的苦痛が基礎付けられるものではない。

b1市の客観的な状況を踏まえると、原告番号7-1及び同7-2が本件事故により生活様式を変えることを余儀なくされたともいえない。

4 自宅の空間放射線量が高い数値だったが、除染の見込みがなく、庭の植木を伐採し、土いじりも制約されることになったとの主張について

原告らの自宅の空間放射線量の測定結果を前提とすると、原告番号7-1及び同7-2に対する被ばくに寄与する影響は小さく、慰謝料請求を基礎付ける事情には当たらず、また、除染のために庭木の伐採を余儀なくされたとはいえない。庭木を伐採したのは、原告番号7-2が植木の世話をする気にならなかったためということであるから、原告番号7-1及び同7-2の判断によるものである。

第3 原告らの生活費増加分、避難交通費及び一時帰宅費用の請求（抽象的損害計算）について

1 生活費増加分

東京での生活を選んだのは原告らの選択に基づくものであり、生活費が上昇することをもって本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加分についての具体的な立証もない。

仮に、世帯番号6及び同7に生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は原告らに対して、以下のとおり生活費増加分及び避難費用にかかる実費相当額を含む賠償金を支払い済みであるから、原告ら5名全体に対するかかる既払い額をもって、原告番号6-1の上記請求に対して、弁済の抗弁を主張する。

- ・原告番号6-1 8万円及び4万円
- ・同6-2 40万円及び20万円、8万円及び4万円
- ・同6-3 同上
- ・同7-1 原告番号6-1と同じ
- ・同7-2 同上

以上合計すると、原告らの世帯に対する生活費増加分を含む賠償額は180万円となる（本件世帯6・7賠償額）。

本件事故後におけるb1市内の客観的な危険の程度を踏まえれば、加害者に対して損害賠償義務として帰責し得る賠償対象期間にはおのずと合理的な限度があり、原告番号6-2及び同6-3が子供であることから、かかる限度を本件事故から約1年6か月後に当たる平成24年8月末までを目安とすることには合理性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

2 避難交通費

本件世帯6・7賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

3 一時帰宅費用

移動の事実及びその回数を客観的に確認することができない。また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、本件世帯6・7賠償額を超える原告の損害が基礎付けられるものではない。

第4 原告7-1の家族との交流のための交通費の請求（抽象的損害計算）について

移動の事実及び支出した額を客観的に確認することができない。また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、本件世帯6・7賠償額を超える原告らの損害が基礎付けられるものではない。

第5 原告番号6-1の積極損害（個別立証）について

1 家具家財道具の購入費

一部の学用品や衣類等を除き、物品を購入した事実及び当該金額を支出した事実が確認できない上、これらの物品は購入されることによって原告番号6-1の資産を形成しているから、損害の発生を観念できない。また、一部の物品は避難に関連する生活物資とはいえない。b1市内の状況にかんがみても、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

2 甲状腺検査費用

甲状腺検査を受ける移動のための支出の事実をいずれも確認できない。また、仮に支出の事実があるとしても、本件世帯6・7賠償額を超える損害の発生を基礎付けるものではない。

3 習い事費用

支出の事実をいずれも客観的に確認することができない。また、避難先での日常生活における習い事の費用は本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

4 休業損害

b1市の放射線量の状況を踏まえても、本件事故の影響により原告番号6-1がb1市に戻って同市のピアノバーで就労し得ない状況に置かれていたとはいえず、また、避難先において就労することができない状態にあったともいえないから、原告が主張する就労不能損害には理由がない。

第6 原告番号7-1の積極損害（個別立証）について

原告番号7-1の主張する避難生活のための交通費、宿泊費、食費の損害は、本件世帯6・7賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

## 第7 弁護士費用について

原告らに認められるべき損害額は、被告東電に対して裁判外で請求することにより支払われる額と同額であり、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえないから、本件訴訟追行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない

### 六 世帯番号8について

第1 旧緊急時避難準備区域に生活の本拠としての住所があった者に対する原子力損害賠償の考え方と東電公表賠償額の合理性・相当性について

1 原告が本件事故当時居住していたb n市l h村l iは、平成23年3月15日に屋内退避指示として指定され、平成23年4月22日、屋内退避の指示は解除され、緊急時避難準備区域に指定された。その後、緊急時避難準備区域の指定は、いずれも、平成23年9月30日をもって解除された。

2 旧緊急時避難準備区域の居住者に対しては、中間指針第二次追補等においては、避難等にかかる精神的損害の額として、一人月額10万円（通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）を目安とし、賠償終期については、緊急時避難準備区域が平成23年9月30日をもって解除されていること等を踏まえ、平成24年8月末までとしている。

被告東電においては、本件事故時の住所地が旧緊急時避難準備区域内にある者に対して、その避難の有無を問わず、平成23年3月11日から平成24年8月末までの18か月について月額10万円を基礎とする精神的損害の賠償金を支払っている。さらに、被告東電は旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち平成24年9月1日時点で中学生以下または高等学校に在学していた18歳まで（高校生以下）の者に対しては、平成24年9月から平成25年3月末までを対象として月額5万円を賠償することとしている。

3 中間指針第二次追補等においては、旧緊急時避難準備区域は緊急時に備えて避難の準備ができるように求めるものであったこと、指定解除に先立って、対象自治体が復旧計画を策定し、政府（原子力災害対策本部）に提出しており、これに基づく政府と関係市町村との意見交換や連携を経たうえで、原子力安全委員会も指定解除について「差し支えない」と回答していることも踏まえ、平成23年9月30日をもって指定が解除されていること、その前後を通じて本件事故後には同区域への立入は禁じられていないこと、旧緊急時避難準備区域においては、平成24年8月頃までにはインフラの回復などが進捗しており、空間放射線量も低減していることなどを踏まえて、上記の賠償終期が定められたものであり、対象市町村の本件事故後の実情を踏まえても、かかる賠償終期の指針には合理性・相当性がある。

また、旧緊急時避難準備区域内では、本件事故後の平成23年4月ころから商業店舗等が再開され、その後インフラの復旧もなされ、平成24年8月頃までには学校等を含めて再開していると認められ、放射線量の低下も踏まえて平成23年9月末に指定が解除されていることなど、旧緊急時避難準備区域内の本件事故後の状況を踏まえると、その後の相当期間を含めて、本件事故後から平成24年8月まで精神的損害として一人当たり月額10万円の賠償を行うことは、対象者の精神的損害を慰謝するに足りる合理的なものである。

加えて、旧緊急時避難準備区域（c f市）の住民からの精神的損害に係る別件の賠償請求訴訟において、東電公表賠償額の水準を超える精神的損害は認められないとして、賠償請求が棄却されており（東京地裁平成27年6月29日判決、東京高裁平成28年3月9日（確定））、裁判上も東電公表賠償額の合理性は認められている。

4 本件事故当時原告が居住していた福島県b n市の状況について、b n市（b n市役所）における空間放射線量率の測定結果は、本件事故後平成24年4月30日時点で最大0.13 $\mu$ Sv/時であり、その後、時間の経過とともに、その値は低減している。

また、原告が、本件事故時に居住していた住所地最寄りの空間放射線量計の測定結果は、平成24年3月30日時点で最大0.31 $\mu$ Sv/時であり、その後、時間の経過とともに、その値は低減している。このほか、平成29年8月7日の時点で、l h地区の3つの測定地点の空間放射線量は0.07～0.12 $\mu$ Sv/時であるほか、b n市内のその他の測定地点における空間放射線量をみても、そのほとんどの地点で0.23 $\mu$ Sv/時を下回っている。

このほか、井戸水、引き水の放射能測定結果、健康調査の結果、除染の状況等もb n市に帰還するに支障のある状況にはなく、実際にb n市の旧緊急時避難準備区域においては、避難していた住民の帰還が進んでおり、行政機関、公共交通網、商業施設、医療機関、教育機関もほぼ再開し、復興が進んでいる状況にある。

したがって、前述の旧緊急時避難準備区域（c f市）の住民の精神的損害に関する別件の裁判例において、裁判所は、原告が本件事故によって被った精神的苦痛についての慰謝料額は、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額である184万円（支払い済み）を超えるとは認められないとして、請求を棄却しているが、かかる考え方は、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告8の本訴請求に関しても妥当するものである。

5 以上より、原告8に対して、本件事故後から平成24年8月までの期間を対象として、一人月額10万円の避難等に係る慰謝料を賠償する東電公表賠償額については、合理性・相当性が認められるから、これを超える原告の慰謝料請求には理由がない。

### 第2 原告の慰謝料請求について

被告東電は、中間指針等に基づき被告東電が公表している旧緊急時避難準備区域に住所があった避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害にかかる賠償額である180万円の賠償義務を負うことは争わないが、これを超える慰謝料請求については争う。

なお、被告東電は、原告に対して支払った仮払金合計80万円について、弁済の抗弁を主張する。

1 b n市の自宅や周辺の放射能汚染が続いており、自宅土地の上壤も汚染されているため、安心して帰ることができないとの主張について

原告の住所があるb n市l h町l i地区については、区域指定解除から賠償終期にかけて、b n市l h町l i地区の空間放射線量は、概ね0.2～0.5 $\mu$ Sv/時の水準にまで低減しており、原告自宅土地建物の放射線量の測定結果（平成25年7月5日測定）を見ても、低線量被ばくによる健康影響に関する科学的知見並びにかかる知見の周知及び受容の状況に照らしても、原告が本件事故による放射線の影響によってb n市の自宅での生活を送ることができないという状況にはない。

また、原告の自宅裏側において採取された土壌中の放射性セシウムの濃度は指定廃棄物の指定基準である8,000Bq/kg超という基準を大きく下回っているだけでなく、原子力災害対策本部が公表した稲の作付制限を行う土壌中放射性セシウム濃度の上限値である5,000Bq/kgすら下回っている。

法が管理区域を設定して、放射線業務従事者に対する被ばく管理等を行うこととしている趣旨は、放射性同位元素を使用する施設等において、平常時の放射線業務従事者の受ける放射線被ばくや作業の状況を管理することにある。したがって、かかる管理区域の設定基準を上回る放射線被ばく等を受けることによって健康影響が生ずることを意味するものではなく、「安全」と「危険」の境界を意味するものでもないから、平常時における管理区域の設定基準を仮に超える放射性物質による汚染が生じたとしても、そのことをもって、不法行為法上違法な権利侵害に当たるといえることはできない。b n市の原告自宅付近の空間放射線量の状況からすれば、外部放射線量にかかる管理区域の基準を下回っていたものと考えられる。

さらに、その他b n市の原告自宅周辺に存する物品について、その表面の放射性同位元素の密度が4万Bq/m<sup>2</sup>を上回っていることを示す的確な証拠は示されておらず、原告の主張はその基礎を欠く。

土壌汚染による精神的損害が問題となった裁判例の考え方を踏まえても、b n市内においては空間放射線量が概ね年間1mSv又はこれすら下回っているという実情にあり、b n市内の市民に対する具体的な権利侵害を生ぜしめるものではない。

このように、b n市の客観的な状況等も踏まえれば、原告の本件事故時の住所地からの避難にかかる精神的損害の賠償について、平成24年8月末までを賠償対象期間とすることは本件事故と相当因果関係のある精神的損害の賠償額として合理的である。

そして、原告は遅くとも平成24年9月以降においても本件事故の放射線の影響によって避難を余儀なくされているとはいえない。

2 移住したb n市で安心安全な無農薬農業を行うはずが不可能になり、土づくりをした畑も除染により砂が乗せられてしまったとの主張について

平成24年度に県モニタリング検査を実施したb n地域の野菜はすべてが50Bq/kg未満であり、このことは原告も認識している。また、b n市l j地区(旧緊急時避難準備区域)では、平成24年度より地区全域で野菜の作付が再開されており、平成24年9月の時点でトマト等の作付が実施されている。かかる客観的な状況のもとで、平成24年9月以降に、自宅に帰還して自家消費用の野菜を栽培することができない状況にあったとはいえない。

また、原告の自宅裏側の土壌汚染の検査結果に関しては、稲の作付も可能とされる程度の汚染にとどまっており、農作業が再開できない状況にあるとはいえない。

3 子や孫、友人らが集う「田舎」が失われ、都会では得られない豊かな田舎暮らしが享受できなくなり、広い一軒家で暮らし、ペットを飼うこともできなくなったとの主張について

b n市の状況に鑑みれば、平成24年9月以降、原告がb n市の自宅に帰還することができない状況にあるものとはいえない。

4 自宅が荒廃してしまったとの主張について

原告の自宅は、東日本大震災の地震によって建物損壊率20%未満の査定を受ける状態であったが、これは本件事故により生じたものではない。また、原告の自宅は、後述のとおり本件事故によりその財物価値が毀損したと評価することもできない。原告は平成25年10月を最後に自宅の掃除を行っていないところ、原告の自宅のあるb n市l h町は、立入は何ら制限されていない区域であり、自宅の管理・清掃を行うことが可能であり、本件事故による管理不能状態に起因して自宅の建物が荒廃したと評価することはできない。

5 他の田舎に移住できず、都営住宅で暮らさざるを得ないほか、平成29年4月以降家賃を負担しなければならぬとの主張について

b n市の状況からして、平成24年9月以降、原告がb n市の自宅に帰還することができない状況にあるものとはいえない。

6 避難当初はトラウマにより植物を育てることができなかったとの主張について

本件事故との相当因果関係は明らかではなく、原告が東京都内で植物を育てることを差し控えたとしても、それによって、原告の法的保護に値する権利が侵害されたことを意味するとはいえない。

第3 原告の生活費増加分、避難交通費及び一時帰宅費用の請求(抽象的損害計算)について

1 生活費増加分

被告東電が認める平成24年8月末まで月額10万円の包括的な精神的損害等に係る賠償額である180万円には通常的生活費の増加分が含まれている。また、それ以降の期間については、b n市の状況に鑑みれば、平成24年9月以降、原告がb n市の自宅に帰還することができない状況にあるものとはいえず、原告は、平成24年9月以降も東京において避難を継続することを余儀なくされているとはいえないため、本件事故と相当因果関係のある生活費の増加分としての原子力損害が生じているとはいえない。

2 避難交通費

福島県b n市からj f空港(自動車)までの避難交通費は認めるが、東京都j g区から東京都h m区までの避難交通費は否認する。

3 一時帰宅費用

平成25年10月20日の一時帰宅費用は本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらないため否認するが、その余の一時帰宅費用は認める。

第4 原告の積極損害(個別立証)について

1 不動産損害

原告の自宅不動産が所在する福島県b n市l h町が該当する旧緊急時避難準備区域は、住民に対して「常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと」を指示された区域であり、平成23年9月30日に指定が解除される前後を通じて、立入や財物管理その他の行動等は何ら制限されておらず、居住についても制限されていないことから、立ち入って所有物等の管理を行うことが可能である。また、本件事故後のb n市l h町の放射線量の状況に照らしても、本件事故の影響によって原告の財産について避難等対象区域と同様に客観的に管理及び使用することができない状態にあったとはいえず、管理不能等による財物価値の減少の損害が生じたとは認められない。

他方で、被告東電は、旧緊急時避難準備区域内の住民らに対し、避難等に伴う管理不能により住宅等に生じた損傷を原状回復するために要した実費について、必要かつ合理的な範囲で賠償しており、自宅の補修・清掃費用に限っては定額30万円を標準額として賠償しているところ、仮に本件事故と相当因果関係のある財物価値の損害が認められ得るとしても、上記のとおり相当な範囲の原状回復費用の限度に止まるというべきであり、これを超えて、本件事故と相当因果関係のある財物価値の

減少・喪失の損害が現実に生じているということとはできない。

## 2 その他

避難交通費（航空機）、家財購入費用、運送費用、避難元の維持費用については認める。

### 第5 弁護士費用について

原告には、被告東電の定める賠償基準を超えた損害は発生していないから、当該原告がかかる損害賠償請求をするに当たって、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用が、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるとはいうことができない。

### 七 世帯番号9について

#### 第1 原告番号9-1ないし同9-7の慰謝料請求について

原告番号9-1、同9-2及び同9-7について、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である8万円を、それぞれ支払い済みであり、これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号9-3ないし同9-6について、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である40万円、及び、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある方及び妊娠されていた期間がある方に対する上記損害項目に係る賠償額である8万円を、それぞれ支払い済みであり、これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号9-1ないし同9-7が慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

#### 1 放射線被ばくの不安や本件原発が近いことから、b1市に帰ることができないとの主張について

原告らの事故時住所在地であるb1市内の空間放射線量は年間1mSv前後であると認められ、100mSvを大きく下回っており、国際的にも合意された科学的知見によれば、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとはいえない。

本件事故発生直後の、本件事故や本件原発の状況等が不明確な時期において、一時的な避難行動を採ることについてはやむを得ない面があるものの、本件事故以降のb1市における空間放射線量の推移や国際的に合意された科学的知見によれば、被告東電による精神的損害の賠償対象期間（大人については本件事故発生当初の時期、子供については平成24年8月までの期間）以降において、原告らがb1市内に居住することができない状況に置かれていたとは評価できないから、同原告らが上記対象期間以降も避難を継続したことをもって、本件事故と相当因果関係のある原告らの精神的損害が基礎付けられるものではない。

加えて、原告番号9-1については、本件事故前より東京都hg区に単身赴任しており、本件事故当時の生活の本拠は東京都hg区にあったと考えられるところ、本件事故以降も、引き続き東京都内（東京都gb区）に居住し、本件事故前は別々に生活の本拠を置いていた家族とともに生活しているものであり、「b1市に帰ることができない」ことを理由とする精神的損害を観念することができない。

2 原告番号9-1を除く原告らは、突然の避難を余儀なくされ、避難先を転々とする生活を強いられ、また、避難先の途中で、子どもら（原告番号9-3～同9-6）は、短期間で学校を複数転校せざるを得なかったとの主張について

被告東電は、大人については本件事故発生当初の時期について、また子供についてはより長く平成24年8月までの期間を対象として、精神的損害、避難費用及び生活費増加分を一括した損害額の賠償を行っている。

そして、原告らは、平成23年7月21日以降は現在まで東京都gb区のfr住宅に居住しているものであるから、上記の事象（避難先を転々とする生活や短期間で学校を複数転校せざるを得なかったこと）が生じたのは、上記の賠償対象期間中のことであるから、これによる精神的損害については既に賠償済みであり、また、b1市内における客観的な放射線の状況や社会的活動の状況等を踏まえても、被告東電が既に支払った賠償額を超えて、本件事故と相当因果関係のある原告らの精神的損害が基礎付けられるものではない。

#### 3 新築したばかりの自宅を手放し、fr住宅で不便な生活を強いられているとの主張について

b1市内は、政府による避難指示の対象区域ではなく、b1市内の山林や公園などにおいても、放射性物質や放射線の影響にかんがみて法令上立ち入りが禁止されているという事情は窺われぬ。また、福島県の県民健康調査による外部被ばく調査の結果においても、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されており、県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばくの調査結果においても、b1市においては、全員について健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされている。

このような本件事故による放射線の影響に係る実情、及び、実際に多数の18歳未満人口を含めてb1市内での社会生活が通常に営まれており、平成23年4月6日よりb1市内の小学校も開校していること、避難等対象区域からの避難者も数多く居住していること等を踏まえれば、原告らが本件事故の影響によってb1市内で生活し得ない状況に置かれるに至ったとは評価できない。

したがって、本件事故によって、原告らが新築したばかりのb1市内の自宅を手放さなければならないという状況にあったとは到底認められず、結局、原告らの東京への自主的避難は、原告らの判断に基づいて選択されたものという実質を有するから、原告らの上記主張によっても、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものではない。

#### 4 次男との家族別離が生じているとの主張について

原告らの避難は政府の避難指示によるものではなく、また、大多数のb1市内の18歳未満人口が自主的避難を選択しておらず、訴外次男が自らの意思でb1市に戻ったという状況下で、原告らがb1市に帰還せずに自主的避難を継続することとしたのは、結局のところ、原告らの判断に基づくものである。そして、このような別居状態が生ずることについても原告らがそのような生活場所を選ぶという選択をした結果であり、本件事故によるb1市内の放射線の状況によってそうならざるを得なかったとはいえることができない。したがって、家族の別離が本件事故によって客観的に生じたものと評価することはできない。

また、原告番号9-1及び同9-2は訴外次男と客観的に会うことのできない状況におかれているわけではなく、実際にも本件事故以降、同原告らは、月に1回ないし2回のペースでb1市に帰還して、訴外次男と会っているとのことである。

したがって、原告らの上記主張によっても、被告東電が既に支払った賠償額を超えて、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものではない。

5 原告番号9-7は、避難生活によって衰弱し、避難生活の途中で亡くなってしまったとの主張について

原告番号9-1によれば、原告番号9-7は、本件事故の直前に行った股関節の手術によって歩けるようになり、他人の家に入るようなこともあったとのことであり、本件事故以降に、肉体的な健康面において衰弱したという事実は窺われぬ。

また、原告番号9-1は、施設に入った平成25年2月以降の原告番号9-7の様子について、「(当該施設は)健康管理等、そういう施設ですので、自宅にいるよりよくて、健康管理という面では、100歳ぐらいまで生きるとはならないかと私は感じておりました」、「空調もきちっとしていますし、…リハビリとかもやってくれますので、長生きできたんじゃないかなと私は思っています」と述べており、原告番号9-7が避難生活によって衰弱したという事実は窺われぬ。

このように、原告番号9-7が避難生活によって衰弱したという事实在存在しないことは、原告番号9-1自身が認めているところであり、原告らの上記主張は明らかに事実に反するものであり、失当である。

6 自然豊かなb1市で、大家族で暮らし、子育てをすることの夢や希望を奪われた、原告番号9-2は、英会話教室を開いたり、通訳の仕事をするなどして積極的に作っていた人間関係を奪われたとの主張について

本件事故による放射線の影響に係る実情、及び、実際に多数の18歳未満人口を含めてb1市内での社会生活が通常に営まれており、避難等対象区域からの避難者も数多く居住していること、b1市内の小学校が平成23年4月6日に開校していること等を踏まえれば、原告らが本件事故の影響によってb1市内で生活し得ない状況に置かれるに至ったということとはできず、b1市において、大家族で暮らし、子育てをする機会や通訳の仕事をする機会を失ったなどと評価することはできない。

したがって、b1市が居住するに堪えない状態にあるかのようにいう原告らの上記主張は明らかに事実に反するものであり、失当である。

7 不安定な避難生活がいつまで続くのかという不安と避難生活のストレスから体調が悪化したとの主張について

上記主張について、原告らは、原告番号9-2の診療記録を提出するが、かかる診療記録には、その原因について記載がなく、診療を担当した医師の所見においても、自主的避難による不安やストレスと「混合性結合組織病」との因果関係については何ら裏付けられていない。

また、不安定な避難生活がいつまで続くのかという不安があるとの主張については、b1市内における空間放射線量の測定値は平成23年度より年間1mSv前後となっていること、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果b1市については全員について健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ていること、外部被ばく検査の結果99.9%超の対象者が5mSv未満であるとの検査結果が出ていること、除染の実施が着実に進行していること、b1市においては本件事故以降も97%を超える大多数の18歳未満の住民が引き続き生活を送っていること、加えてb1市には他の市町村からの多数の避難者がいること、水道・電力・ガス及び電話といったライフラインは平成23年4月中には復旧していたこと、b1市においては復興事業計画が策定され同計画に従った復興が進捗していること、b1市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっており旺盛な復興需要に伴う業況回復を背景に雇用が拡大基調にあるとみられること、b1市の新設住宅着工戸数が平成24年以降急増していること等からすると、平均的・一般的な人を基準として、一般にb1市に本件事故後に居住継続し得ない客観的な状況にあったとは認められず、原告らがb1市に居住することは客観的にみて支障がなかったものであるから、原告らが、本件事故によってb1市からの避難の継続を余儀なくされているとは評価できない。このような中で、原告らは、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し現在まで継続しているものであって、前述した本件事故の放射線の影響によってb1市に帰還できないという客観的な状況に置かれていたとはいえないから、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものではない。

8 避難生活中に避難先の人から心ない差別的な発言をされたとの主張について

上記主張については、そのような事実を示す客観的証拠は何ら提出されていないのみならず、その根拠となる具体的な出来事さえ不明である。

仮に、そのような事実があったとしても、かような不当・違法な加害行為についてはその加害者が明確に非難されるべきであり、これをもって被告東電の不法行為と評価することはできない。

第2 原告らの避難交通費及び一時帰宅費用の請求(抽象的損害計算)について

1 避難交通費について

被告東電は、原告らに対して、以下のとおり、生活費の増加分等として、合計324万円(本件世帯9賠償額)の賠償を実施しており、既に賠償の対象とされているから、これを超える損害の発生は何ら基礎付けられていない。

・原告番号9-1、同9-2及び同9-7 各12万円

・原告番号9-3ないし同9-6 各72万円

2 一時帰宅費用

原告番号9-1は、本件事故前、東京都hg区に単身赴任しており、週末のみb1市に滞在するという生活をしており、本件事故前においても、b1市に居住する家族に会うための費用(一月あたり2万4000円程度)を負担していた。

これに対して、原告番号9-1によれば、本件事故後においては、b1市への移動のために支出した交通費は、平成24年3月までは一月あたり6000円程度、平成24年4月以降は一月あたり6500円程度とのことである。

これらの本件事故前後において原告らが負担した上記交通費は、いずれも、原告番号9-1がb1市に居住する家族に会うための交通費であるところ、上記のとおり、かかる費用は本件事故以前から本件事故後に減少しているものであって、本件事故以前との対比において、追加的な費用の支出が生じているとは認められない。

したがって、本件事故によって生じた追加的な費用には当たらないから、そもそも原子力損害に当たらず、かかる費用の賠償請求には理由がない。

第3 弁護士費用について

原告らに認められるべき損害額は、被告東電に対して裁判外で請求することにより支払われる賠償額と同額であり、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟進行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

八 世帯番号10及び同11について

第1 原告番号10-1ないし同10-2及び同11の慰謝料請求について

原告番号10-1及び同11については、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である8万円(原告番号10-1及び同11の2名

で計16万円)の限度では争わないが(現時点で未払い)、これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号10-2については、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である40万円(本件事故発生から平成23年12月末までを対象期間とする。)、及び、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある方及び妊娠されていた期間がある方に対する上記損害項目に係る賠償額である8万円の合計48万円の限度では争わないが(現時点では未払い)、これを超える慰謝料請求については争う。

原告らは、慰謝料を基礎付ける事情として以下の事情を主張するが、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

#### 1 本件事故により避難生活を余儀なくされたとの主張について

原告らの事故時住所は、政府による避難等対象区域に指定されておらず、b1市内の空間放射線量は、原告らの事故時住所に近いk地区(市庁舎)において、平成23年6月の時点で $0.11\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、平成24年8月時点では $0.06\mu\text{Sv}/\text{時}$ となっており(いずれも地上1メートル)、年間 $1\text{mSv}$ (時間換算値 $0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$ )の水準を下回るに至っており、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとは到底いうことができない。

他方で、本件事故発生直後、本件事故や本件原発の状況等が不明確な時期において、一時的な避難行動を採ることについてはやむを得ない面があり、被告東電においては、かかる本件事故発生当初の時期について、精神的損害、避難費用及び生活費増加分を一括した損害額として8万円の賠償金を支払う旨公表しており、原告番号10-1及び同11についても、かかる賠償金を支払う用意がある。また、原告番号10-2は本件事故時において0歳であり、被告東電は、本件事故発生から平成24年8月31日までの時期について上記損害項目に係る損害額として48万円の賠償金を支払う旨公表し、原告番号10-2についても、かかる賠償金を支払う用意がある。

かかる賠償額は、b1市内における本件事故による放射線の影響の客観的な程度を踏まえても合理的なものであり、原告らの上記主張によってもかかる既払い額を超える慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

#### 2 母子避難が約6年続き、面会や移動の体力的な負担も大きかったこと、子供にとっては父親と離れて暮らすことを余儀なくされ、父親にとっては子供の成長を身近で感じることができなかつたこと等の精神的苦痛を受けたとの主張について

原告番号10-1ないし同10-2は、本件事故の影響によりb1市からの避難を余儀なくされたものではなく、あくまで自己の判断に基づいて避難をしていると認められる。そして、大多数のb1市内の18歳未満人口が自主的避難を選択していないという状況の下で、原告番号10-1及び同10-2がb1市に帰還せずに自主的避難を継続することとしたのは、結局のところ原告らの判断に基づくものであり、原告番号11との間で別居状態が生じたとしても、本件事故によって客観的に別居を余儀なくされたとは評価することができない。

#### 3 二重生活により経済的な負担が大きかったとの主張について

原告らは、本件事故の放射線の影響によってb1市に帰還できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。

#### 4 b1市で美容室を開業する夢を奪われたとの主張について

原告らは、本件事故によってb1市からの避難を余儀なくされているとは評価できないものであり、本件事故の放射線の影響によってb1市に帰還して開業できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。

#### 5 本件事故前は、夕食時に両親、兄妹、祖父母全員でにぎやかに食卓を囲み、その日あった話や昔話をし合う等してコミュニケーションをとっていたが、自主的避難によりそのような生活が奪われたとの主張について

原告らは、平成23年3月12日には新しい賃貸アパートの契約を締結し、原告番号10-1の両親と兄妹が住む家から引越すところであったこととあり、本件事故がなくとも、両親らとの同居を解消する予定であったのであり、上記事情は慰謝料請求権を基礎付けるものではない。

#### 6 転地療養を余儀なくされたとの主張について

原告らは、本件事故によるストレス等で転地療養を余儀なくされたと主張するが、原告番号10-1の転地療養の原因となった疾病と本件事故との間の因果関係は医学的に確認できない。原告番号10-1が心療内科に通うようになったのは自主的避難の実行から一年以上経過した後であって、原告番号10-1がその時期に精神的に不安定になったことと、本件事故との間に相当因果関係があるとは認めがたい。

#### 7 原告らの生活圏における土壌から $50,000\text{Bq}/\text{平方メートル}$ ( $1,104\text{Bq}/\text{kg}$ )のセシウムが検出されたとの主張について

そもそも土壌の採取場所が特定されておらず、ここでいう生活圏と原告らの事故時住所との距離等の基本的な事実関係が明らかでない。また、かかる事実は何ら立証されていない。

#### 8 原告番号10-1が、避難後2度も流産を経験し、家族別離の状況で辛い現実を受け止めなければならなかったとの主張について

2度の流産と本件事故との間の因果関係は認められない。原告番号10-1及び同10-2がb1市に帰還せずに自主的避難を継続することとしたのは、結局原告らの判断に基づくものであり、原告番号11との間で別居状態が生ずることについても、原告らが行ったような選択をした結果であり、本件事故によって客観的に別居を余儀なくされたとは評価することができない。

#### 9 原告番号10-1が、避難者の交流会に出席してb1から来たと答えると「帰れる家があるなら帰ればいい」などと言われたとの主張について

自主的避難者である原告らに対する第三者による非難は、当該第三者個人の認識や意見、価値観の相違に基づくものであると考えられ、第三者との対人関係に基づいて精神的苦痛を感じるとしても、本件事故の放射線の影響と相当因果関係のある原子力損害ということとはできない。

#### 10 原告番号11が、生活全般にわたって放射性物質を意識しながらの生活を余儀なくされたとの主張について

b1市内の空間放射線量の状況やその健康影響等からすれば、避難を要する程度の住民の健康への具体的な危険が生じていたとは到底いうことができず、抽象的な不安感をいうものにとどまる。

#### 第2 原告番号10-1及び同11の生活費増加分、避難交通費、面会交通費及び一時帰宅費の請求(抽象的損害計算)について

##### 1 生活費増加分について

本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加額についての具体的な立証もない。仮に、原告らに生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電が公表している賠償基準に基づく賠償金（現時点で未払い）には、生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額が含まれており、本件訴訟で原告番号10-1及び同11の両名が請求する世帯番号10及び11全体の生活費の増加分は、被告東電が公表している賠償基準に基づく賠償金を超えない。

- ・原告番号10-1 8万円及び4万円
- ・同10-2 40万円、20万円、8万円及び各4万円
- ・同11 原告番号10-1と同じ

以上合計すると、原告らの世帯に対する生活費増加分を含む賠償額は100万円となる（本件世帯10・11賠償額）。

また、放射線への漠然とした不安を理由として、子供1名が自主的避難を継続することによる費用の増加が一定の範囲で原子力損害に当たると解するとしても、本件事故後におけるb1市内の客観的な危険の程度を踏まえれば、加害者に対して損害賠償義務として帰責し得る賠償対象期間にはおのずと合理的な限度があり、かかる限度を本件事故から約1年6か月後に当たる平成24年8月末までを目安とすることにも合理性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

## 2 避難交通費

本件世帯10・11賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

## 3 面会交通費

移動の事実及び支出した額を客観的に確認することができない。また、本件世帯10・11賠償額は、本件事故と相当因果関係のある損害を賠償するものとして合理的であるから、これを超える原告らの損害が基礎付けられるものではない。

## 4 一時帰宅費

原告番号10-1、同10-2及び同11によるb1市-ho区の往復の事実及びその回数を客観的に確認することができない。また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、かかる交通費の支出を本件事故によって余儀なくされたとは評価できず、原告らの決断の結果として生じた費用である。また、本件世帯10・11賠償額は、本件事故と相当因果関係のある損害を賠償するものとして合理的であるから、これを超える原告らの損害が基礎付けられるものではない。

## 第3 原告番号10-1及び同11の積極損害（個別立証）について

### 1 家財購入費

家財等は購入されることによって原告らの資産を形成しているから、損害の発生を観念できない。また、このような家財等の購入は、原告らが自主的に避難をするとの判断に基づいて購入されたものであり、b1市内の状況にかんがみても、原告らの家財購入費として、原告番号10-1及び同11が本件事故の放射線の影響によってかかる支出を余儀なくされたものとはいえない。

さらに、原告らが新たに購入したと主張する物品の購入時期は概ね平成23年4月上旬以降であるところ、原告番号11は、平成23年4月上旬頃にb1市の自宅に戻っており、自宅にあった物品を持ち出し又は郵送するなどしてそのまま利用することが可能であると解される。b1市内の空間放射線量に照らせば、b1市内の原告らの本件事故時の自宅内の家具家財道具の使用ができないという事情はない。

加えて、原告らが主張する家具家財道具の購入費用には電動自転車、洗濯機、財布などが含まれており、かかる支出は自主的避難に関する本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。また、ベビーカーの購入費用については、主に東京都で使用するにもかかわらず、放射線の影響を懸念し、地上から最も距離が離れているとの理由で新しいベビーカーを購入したとのことであり、本件事故との間の相当因果関係が認められない。

### 2 転地療養費用

そもそも原告番号10-1の罹患と本件事故との間の因果関係は認められない。自主的避難の実行から1年以上経過した後、心療内科に通うようになったことをもって、当該通院治療に係る支出と本件事故との間に相当因果関係があるとは評価することができない。また、原告番号10-1は、心療内科に通院を始めた平成24年7月よりも前に転地療養を始めており、原告番号10-1の転地療養は医師の指示に基づくものとは認められない。また、診断書で医師が指摘する「現在の住環境」が本件事故に伴う避難生活に起因するものであるか否かなど詳細は不明であり、診断書の記載からは本件事故との因果関係が確認できない。むしろ、原告番号10-1は、平成24年4月に流産したことにより精神的に不安定であったことを認めており、原告番号10-1が心療内科に通い始めたのは、かかる時期と重なっていることから、本件事故による避難生活というよりは、流産による精神的な負荷が起因したものではないかと推察され、原告番号10-1の転地療養にかかる支出は本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

## 第4 弁護士費用

原告らに認められるべき損害額は、被告東電に対して原告らが裁判外で請求することにより特に争いなく支払われるものであり、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

## 九 世帯番号12について

### 第1 原告らの慰謝料請求について

原告番号12-1及び同12-2に対しては、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である8万円を、それぞれ支払い済みであり、これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号12-3に対しては、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である40万円、及び、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある方及び妊娠されていた期間がある方に対する上記損害項目に係る賠償額である8万円を、それぞれ支払い済みであり、これを超える慰謝料請求については争う。

原告らが慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

### 1 原告ら（原告番号12-1ないし同12-3）の主張に対する反論

- (1) 本件事故により、突如、避難生活を余儀なくされ、特に家賃の高い東京で生活を維持できるのか不安を抱え続けて

いるとの主張について

原告らの事故時住所在地であるb1市内の空間放射線量は年間1mSv前後であると認められ、100mSvを大きく下回っており、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとはいえない。また、原告らは自宅建物が地震によって全壊したことによって避難を余儀なくされたものである。

さらに、原告らが、平成23年4月5日に、現在の住所在地である東京都ic市の都営住宅へ避難し、現在までb1市へ帰還していないところ、同日以降、本件事故による放射線の影響によって原告らがb1市での生活ができないとか、b1市内に帰還できない状況に置かれていたなどは到底評価できず、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し、現在も継続しているものである。

(2) 原告番号12-1及び同12-2は、親族や友人との交流がほとんど途絶え、豊かな人間関係が破壊され、原告番号12-3は、豊かな人間関係の中で養育される機会を失ったとの主張について

前述のとおり、原告らは、本件事故の放射線の影響によってb1市に帰還できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。

また、原告番号12-3は本件事故当時0歳(平成22年(以下略)生)であり、現在の住所在地である東京都ic市あるいは今後の居住地において養育される過程で人間関係が築かれていくものと考えられるから、避難によって原告番号12-3が豊かな人間関係の中で養育される機会を失ったなどということはできない。

(3) 原告番号12-2の母を含む家族4人での生活が破壊され、特に原告番号12-2は母と離れ、不安と寂しさを感じているとの主張について

b1市内の空間放射線量の数値、科学的知見の周知の状況及び外部被ばく調査の結果等、b1市内の一般的な市民生活の状況、並びに、経済状況を踏まえると、原告番号12-2の母がb1市へ帰還した平成24年3月以降に、原告らがなおも東京での居住を選択していることは、自らの判断に基づくものといわざるを得ない。

(4) 原告番号12-1は、原因不明の疼痛、胃腸炎、腸閉塞が、原告番号12-2は、原因不明の難聴、流産、甲状腺結節、頭蓋内腫瘍が、原告番号12-3は、大量の鼻血、甲状腺刺激ホルモンの異常値が、それぞれ認められるとの主張について

原告らが主張する症状は、具体的事情や実際の症状が明らかでない上、いずれの症状についても、医師から原因不明と説明をされるなど、本件事故や自主的避難との関連性が明らかでない。原告番号12-2及び同12-3は、放射線被ばくに関するホールボディカウンターによる検査の結果、健康に影響があるような数値等が検出されていない。

また、福島県の県民健康調査による外部被ばく調査及び内部被ばく調査の結果、b1市においては、平成28年7月までの調査対象者中に預託実効線量が1mSv以上の被検査者はおらず、全員について健康に影響が及ぶ数値ではなかった。

さらに、一般に本件事故後の放射線の影響について不安を抱くことに係る日常生活阻害の精神的損害については、既払いの賠償額において考慮されている。

(5) 避難先においても被ばくの不安を感じているとの主張について

避難先である東京都ic市の空間放射線量は、年間1mSvの水準をはるかに下回っていることから、東京都ic市において居住することについて、放射能被ばくを懸念するような状況には全くない。

2 原告番号12-1及び同12-2の主張に対する反論

(1) 十分な広さのある住環境を失い、ストレスを溜めることが多くなったとの主張について

原告らは、本件事故以前に居住していた自宅が地震によって全壊したことから避難を余儀なくされたのであって、住環境の変化の主たる原因は地震による自宅の全壊にある。また、原告らは、本件事故によってb1市からの避難を余儀なくされているとは評価できず、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し、継続している。

(2) 身近で子育てを支援する者を失い、育児の負担が増加したとの主張について

b1市内の空間放射線量の数値等とともに、特に原告番号12-2の母がb1市へ帰還した平成24年3月ころ、b1市の市民活動の状況、経済情勢はb1市へ帰還をするについて何ら支障がある状況ではなかった。

そのため、平成24年3月以降、原告らがなおも東京での居住を選択し、b1市へ帰還した原告番号12-2の母と離れ、育児の負担が増加したとしても、それは原告らの自主的な判断によるものである。

3 原告番号12-1の主張に対する反論

(1) 警戒区域内にあった実家に住む者がいなくなったことで実家を失い、帰る場所を失った喪失感を抱えているとの主張について

原告番号12-1は、本件事故当時、実家において居住をしていたものではなく、また、原告番号12-1の母との交流が失われるものではなく、実家自体も喪失するものではないことから、原告番号12-1の実家が警戒区域内に所在していたことをもって、原告番号12-1の慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

(2) 自営の工務店を廃業せざるを得なくなり、築き上げた経験や人間関係、仕事上の信頼が断ち切られたとの主張について

原告がb1市内で行っていた工務店の営業を本件事故により廃業せざるを得なくなったという事情はない。

むしろ、b1市内においては、本件事故以降、いわゆる復興需要によって、その経済状況が本件事故以前と比較して大きく向上している。したがって、原告番号12-1は、b1市において、本件事故によって工務店である「11」を営むことができない状況に陥っていたとはいえない。

なお、被告東電は、原告12-1に対し、直接請求手続及びADR手続において、「11」の営業損害及び償却・棚卸資産に係る財物損害に対する賠償金を支払っている。

第2 原告番号12-1及び同12-2の生活費増加分、避難交通費及び一時帰宅費用の請求(抽象的損害計算)について

1 生活費増加分

原告らは、本件事故によってb1市からの避難を余儀なくされたものとはいえず、茨城及び東京での生活を選んだのは原告らの選択による。また、生活費の増加額についての具体的な立証もない。

さらに、被告東電は原告らに対して、生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額を含む賠償金を支払い済みである。

2 避難交通費

原告らの各避難交通費の支出は、そもそも地震による自宅建物の全壊を原因とするものであって、本件事故と相当因果関係

を有するものとはいえない。

仮に交通費の一部が本件事故と相当因果関係のある損害に当たるとしても、本件世帯12賠償額において既に賠償の対象とされており、これを越える損害を基礎付けるものではない。

### 3 一時帰宅費用

そもそも原告番号12-1及び同12-2によるb1-東京間の往復の事実、その回数及びその具体的内容を客観的に確認することができない。

また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、原告番号12-1及び同12-2の交通費の支出は本件事故によって余儀なくされたとは評価できず、自己の決断の結果として生じた費用である。

なお、原告らが請求する往復交通の実費は、高速通行料を考慮しても往復で10万円を超えるものではなく、既に賠償済みの賠償額を超える損害の発生を基礎付けるものではない。

### 第3 原告らの積極損害(個別立証)について

#### 1 家具家財道具の購入費(原告番号12-1)

原告らが主張する物品を購入した事実及び当該金額を支出した事実は、甲ニ第12号証の1別紙2として添付された領収書の記載を除き、いずれも確認できない上、物品購入によって原告番号12-1の資産を形成しているから、損害の発生を観念できない。また、このような家財等の購入は、原告らが自主的に避難をするとの判断に基づいて購入されたものである。

さらに、原告らが新たに購入したと主張する物品は、例えば、DVD再生機、ベビーカー、自転車、レジャー用品、食器類、文房具等であり、自宅にあった物品を持ち出しそのまま利用することができる物品である。原告らは、自宅が地震によって全壊していることから、各物品の持ち出し及び再利用が困難となった可能性があり、家具家財道具の購入費用は、本件事故と相当因果関係を有する支出とはいえない。

加えて、原告らが主張する家具家財道具の購入費用には被服費が含まれているところ、原告番号12-3は本件事故当時、0歳(平成22年(以下略)生)であり、本件事故の有無にかかわらず、その成長に合わせて頻繁に衣類を購入する必要があったものである。

#### 2 親族への謝礼(原告番号12-1及び同12-2)

謝礼の支払の事実は、領収証等の客観的資料によって確認できない。

また、謝礼の交付自体、儀礼的な意味合いの支出であって、原告らの自主的な判断によるものである上、そもそも原告らが本件事故によって避難を余儀なくされたとは評価できず、自己の決断の結果として生じた費用である。さらに、原告らは、地震によって自宅建物が全壊したことから避難を余儀なくされたものであり、その意味でも、謝礼の交付が本件事故と相当因果関係を有するとはいえない。

### 第4 原告番号12-1の休業損害の請求について

原告らは、原告番号12-1の休業損害について、その主張を撤回している。

### 第5 弁護士費用について

原告らに認められるべき損害額は、被告東電に対して裁判外で請求することにより支払われる賠償額と同額であり、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

### 十 世帯番号13について

#### 第1 原告らの慰謝料請求について

原告番号13-1及び同13-2に対しては、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である8万円を各人に対し支払い済みであり、これを越える慰謝料請求については争う。

原告番号13-3及び同13-4に対しては、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である40万円のほかに、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある方及び妊娠されていた期間がある方に対する上記損害項目に係る賠償額として8万円の合計48万円を各人に対し支払い済みであり、これを越える慰謝料請求については争う。

原告らが慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも被告東電が既に支払った賠償額を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

1 本件事故により約1年9か月にわたって原告番号13-1(夫)と同13-2ないし同13-4(妻子)が離れた生活を送らざるを得ず、寂しさ等の精神的苦痛を受け、原告番号13-2においては育児を一手に引き受ける負担を負ったとの主張について

原告らの事故時住居地付近の空間放射線量は、平成23年5月の時点においても100mSvはもちろん避難指示基準の年間20mSvを大きく下回っており、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとは到底いうことができない。科学的知見としては、b k市内で本件事故後に生じていたような低線量被ばくについては、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかでないとしており、原告番号13-3及び同13-4が、就学前の幼児であったことを考慮しても、b k市内に滞在することによってその健康への具体的な危険にさらされる客観的な状況に置かれていたとはいえない。

したがって、中間指針追補に基づき子供である原告番号13-3及び同13-4に対して被告東電が支払うこととしている精神的損害の前記賠償額は、主観的な不安を最大限考慮して賠償額に取り込んでいるものということができ、これを越える慰謝料請求には理由がない。

原告らは、家族の二重生活による寂しさや負担による精神的苦痛があると主張しているが、本件事故後のb k市内の放射線の客観的状況を踏まえても、本件事故の放射線の影響によってそのような二重生活を余儀なくされたとはいえることができず、原告番号13-1及び同13-2ないし同13-4との別居生活は、原告らの判断・選択により生じたものであるといわざるをえない。

なお、原告番号13-1は、約2週間に1回、週末に東京に来て原告番号13-2ないし同13-4と面会していたとのことであり、自主的避難により原告らが主張するような寂しさや負担を感じるがあったとしても、それらが当該原告らの具体的な法的権利の侵害に当たり慰謝料を基礎付ける程度の精神的苦痛であったと評価することも困難である。

2 原告番号13-1は、二重生活の間、面会のための往復等により過酷な生活を強いられ、低カリウム血症になる等体調を崩したとの主張について

原告らの二重生活は、本件事故により余儀なくされたものではなく、原告らの判断・選択により生じたものである上、二重生活中の面会の頻度等も原告番号13-1の判断・選択に依存するものであって、体調を崩したことと二重生活との関連性も明らかでない。

3 原告番号13-2ないし同13-4は、本件事故後、突然避難生活を余儀なくされ、事故直後から約9か月にわたり避難先を転々とする生活を強いられ、避難生活のストレスから体調を崩したとの主張について

原告番号13-2ないし同13-4は、本件事故の放射線の影響によってb k市に帰還できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。また、本件事故直後の一定期間の自主的避難に伴う精神的損害は賠償済みであり、原告番号13-2ないし同13-4において通常の自主的避難者と比べて特に負担が大きかったとの事情も認められず、体調を崩したという点についても客観的資料の提出はなく、その事実自体及び避難生活との関連は明らかでない。

4 原告番号13-1は、二重生活解消のために会社退職を余儀なくされ、転職活動でも嫌な思いをしたとの主張について  
b k市の状況及び原告番号13-1は平成25年2月まで本件事故当時の勤務先での勤務を継続していることからすれば、原告番号13-1が当該勤務先での勤務を継続できる状況にあったことは明らかであり、そのような中で平成25年2月に退職したのは自らの判断によるものというほかなく、本件事故の影響によって、原告番号13-1が本件事故当時の勤務先を退職せざるを得ない状況に置かれるに至ったとはいえない。

5 原告番号13-2においては、母子避難により原告番号13-1の母や妹と折り合いが悪くなったとの主張について  
原告番号13-2ないし同13-4は、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択しているのだから、これにより原告番号13-1の母や妹と折り合いが悪くなったとしても、本件事故により原告番号13-2の法的権利が侵害されたということはできない。

6 b k市内にマイホームを購入する計画が頓挫したとの主張について  
本件事故による放射線の影響に係る実情や実際に多数の18歳未満人口を含めてb k市内での社会生活が通常に営まれており、避難等対象区域からの避難者も数多く居住していること等を踏まえれば、原告らが本件事故の影響によってb k市内で生活し得ない状況に置かれるに至ったということではできず、本件事故によりb k市内にマイホームを購入する計画を断念せざるを得なくなったともいえない。実際に、原告番号13-1は平成25年1月までb k市での生活を継続している他、原告らの周囲をみても、b k市に居住する原告番号13-1の両親もc g市に居住する原告番号13-2の両親も避難をせずに、b k市やc g市での生活を継続している。

7 原告番号13-2のb k市の自宅付近での看護婦としての再就職の話がダメになり、スイーツ・デコという趣味の工芸作品の製作を続ける余裕がなくなったとの主張について

看護婦のパートや趣味の工芸作品の製作を行うことは避難先である東京でも十分に可能であると考えられる上、そもそも原告番号13-2は、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択しているのだから、これによりb k市内でのパートや趣味の工芸作品の製作ができなくなったとしても、それは原告番号13-2の選択によるものというほかない。

8 原告番号13-1の実家から安全で新鮮な野菜をもらうことができなくなったとの主張について  
原告番号13-1の実家においては、本件事故後も、米や野菜を栽培して食べており、平成25年以降は原告らにもお米が送られてきているのであり、原告番号13-1の実家から米や新鮮な野菜を分けてもらうことができなくなったとはいえない。原告らは、その選択により、東京都内で生活をし、原告番号13-1の実家から送られてきた米を食べることを避けているのであり、原告番号13-1の実家で栽培した米や新鮮な野菜を分けてもらうことができなくなったとすれば、それは原告らの選択や嗜好の結果である。

9 東京が避難元と比べて環境が悪く、物価が高く、経済的に苦しいとの主張について  
避難先である東京における生活の状況は、個々の世帯の事情に依存するものであり、b k市ではなく、東京都内で生活することによって原告らの法的に保護された利益が侵害されるなどとはいえず、原告らの慰謝料請求が基礎付けられるものではない。

10 避難の継続により原告番号13-1の実家が担っている神事の継承に困難が生じているとの主張について  
原告らは、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し継続しているものであって、本件事故の放射線の影響によってb k市に帰還できないという客観的な状況に置かれているとはいえないから、かかる選択の結果、原告番号13-1の実家が担っている神事の継承に困難が生じているとしても、これによって、原告らの慰謝料請求が基礎付けられるものではない。

11 原告らの避難元周辺の土地は、放射性セシウムの表面汚染密度が管理指定区域の基準値を上回っており、帰還できる状況ではないとの主張について

具体的な事実関係の立証はなされておらず、そのような事実自体が認められない。

原告らが主張する土壌汚染に起因する慰謝料請求の成否については、単に土壌中に放射性物質が存在するということだけでは足りず、当該汚染によって、原告らの健康に対して何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのようなおそれが生じており、差し迫った危険が生じていると認められるかどうか、という点が問題となるというべきであるところ、b k市内においては土壌中の放射性物質その他に起因する空間放射線量が年間20mSvを大きく下回っているという実情にあり、b k市内の住民に対する具体的な権利侵害を生ぜしめる状況にない。

第2 原告番号13-1の生活費増加分、避難交通費、面会交通費及び一時帰宅費の請求（抽象的損害計算）について

1 生活費増加分

f p又は東京での生活を選んだのは原告らの意思に基づくものであり、そこでの生活費が上昇することをもって本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加分についての具体的な立証もない。仮に、原告らに生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は原告らに対して、以下のとおり生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額を含む賠償金を支払い済みであるから、原告ら4名全体に対するかかる既払い額をもって、原告番号13-1の請求に対して、弁済の抗弁を主張する。

- ・原告番号13-1及び同13-2 8万円及び4万円
- ・同13-3及び同13-4 40万円、20万円、8万円及び4万円

以上合計すると、原告らに対する生活費増加分を含む賠償額は168万円となる（本件世帯13賠償額）。

本件事故後におけるb k市内の客観的な危険の程度を踏まえれば、加害者に対して損害賠償義務として帰責し得る賠償対象期間にはおのずと合理的な限度があり、原告番号1 3-3及び同1 3-4が子供であることから、かかる限度を本件事故から約1年6か月後に当たる平成24年8月末までを目安とすることにも合理性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

## 2 避難交通費

本件世帯1 3賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

### 3 面会交通費及び一時帰宅費

そもそも原告らが主張するb k市一東京都間の往復の事実及びその回数を客観的に確認することができない。

また、b k市内の放射線の状況等を踏まえれば、原告番号1 3-1が、かかる交通費の支出を本件事故によって余儀なくされたとは評価できず、本件世帯1 3賠償額を超える原告らの損害が基礎付けられるものではない。

## 第3 原告番号1 3-1の積極損害(個別立証)について

### 1 避難費用(運送実費)

客観的資料の提出はなく、当該金額を支出した事実自体が確認できない。

また、自転車の購入は原告らの自主的な判断に基づき行われたものである上、当該運送費は、原告らが自主的に避難をするとの判断をした結果として生じた費用であるから、本件事故の放射線の影響によって原告らがかかる支出を余儀なくされたものとはいえず、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

### 2 避難費用(謝礼)

客観的資料の提出はなく、当該金額を支出した事実自体が確認できない。

また、謝礼の交付自体、儀礼的な意味合いの支出であって、法的な損害と評価することが困難である。かかる情誼に基づく支出は原告らの判断によるものである上、そもそも、原告らが本件事故によって避難を余儀なくされたとは評価できないから、上記費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

### 3 避難費用(食費等)

客観的資料の提出はなく、支出の事実自体が確認できない上、食費及びベビー用品購入費は、本件事故の有無に関わらず必要となる支出であり、原子力損害には当たらない。

さらに、当該食費やベビー用品購入費は、原告らが自主的に避難をするとの判断をした結果として生じた費用であるから、本件事故の放射線の影響によって原告らがかかる支出を余儀なくされたものとはいえず、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

### 4 家財購入費

物品を購入した事実及び当該金額を支出した事実がいずれも確認できない上、これらの物品は購入されることによって原告番号1 3-1の資産を形成しているから、損害の発生を観念できない。

また、このような家財等の購入は、原告らの自主的に避難をするとの判断に基づいて行われたものであり、原告番号1 3-1が、本件事故の放射線の影響によってかかる支出を余儀なくされたものとはいえないから、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。

## 第4 原告番号1 3-2の積極損害(個別立証)について

そもそも本件事故に起因して原告番号1 3-2にじんましんが発症したことについて何らの客観的資料も提出されていないから、そのような事実は認められない。また、原告らの避難は自主的な判断に基づいて行われたものであるから、当該じんましん治療のための医療費及び交通費は本件事故と相当因果関係のある損害には当たらない。

また、仮に上記費用の支出が本件事故と相当因果関係のある損害に当たる余地があると仮定しても、既に本件世帯1 3賠償額において賠償済みである。

## 第5 弁護士費用

原告らにおいて、被告東電が既に支払い済みの本件世帯1 3賠償額を超える損害賠償請求をすることには理由がないから、当該請求に当たり弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用が、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるとはいうことができない。

## 十一 世帯番号1 4について

### 第1 原告番号1 4-1ないし同1 4-3の慰謝料請求について

原告番号1 4-1について、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である8万円を支払い済みであり、これを超える慰謝料請求については争う。原告番号1 4-2及び同1 4-3に対しては中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である40万円を支払い済みであり、このほかに、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳未満であった期間がある方及び妊娠されていた期間がある方に対する上記損害項目に係る損害として、一人8万円(未払い)の限度では争わないが、これを超える慰謝料請求については争う。

原告らは、慰謝料を基礎付ける事情として以下の事情を主張するが、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

1 本件事故により、突然避難生活を余儀なくされ、母子3人で避難先を転々とする苦難の生活を強いられたとの主張について

原告らは、福島県b m市は、政府による避難等対象区域ではないものの、いわゆるホットスポットと呼ばれる放射線量の高い場所が多くあるため、b m市の自宅からの避難を余儀なくされたと主張するが、原告らの事故時住所地は、政府による避難等対象区域に指定されておらず、b m市内の空間放射線量は、原告らの事故時住所地であるb m市1 m町において、平成23年8月時点で0.73  $\mu$ Sv/時、平成24年4月時点で0.43  $\mu$ Sv/時、平成24年8月では0.39  $\mu$ Sv/時となっており、100 mSvを大きく下回っており、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとは到底いうことができない。

また、原告らは、当初、母子3人で避難先を転々とする苦難の生活を強いられたと主張するが、被告東電は、本件事故発生直後の本件事故や本件原発の状況等が不明確な時期において、一時的な避難行動を採ることについてはやむを得ない面がある

ことから、かかる本件事故発生当初の時期について、精神的損害、避難費用及び生活費増加分を一括した損害額として8万円の賠償金を支払う旨公表しており、原告番号14-1についても、かかる賠償金を支払っている。また、子供である原告番号14-2及び同14-3に対しては、子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額として、40万円の賠償金を支払っている。

かかる賠償額は、b m市内における本件事故による放射線の影響の客観的な程度を踏まえても合理的なものであり、原告らの上記主張によってもかかる既払い額を超える慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

2 原告番号14-2は、避難開始当初生後わずか1歳であったとの主張について

被告東電においては、中間指針追補においても、子供の場合には一般に放射線に対する感受性が高い可能性があることが認識されていることを踏まえ、子供に対しては、平成23年12月末まで40万円、平成24年1月から同年8月末までの期間を対象として8万円の精神的損害等の賠償を行う旨公表しており、このうちの前者の40万円については原告番号14-2及び同14-3に対して支払い済みである。科学的知見としては、b m市内で本件事故後に生じていたような低線量被ばくについては、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかでないことに加え、b m市の小・中学校や保育所などでは、全国に先駆けた除染活動の取組がなされ、小・中学区の・保育所の放射線量は劇的に低減し、特に室内は、平成23年9月1日時点で、本件事故が起こる前の市内の環境放射線量とほぼ同じレベルにまで下がったのであり、平成24年4月には小中学校での屋外活動時間の制限が解除され、平成24年夏にはb m市内の各所で夏祭りが行われ、子供用のイベントも多数実施されるなど、児童や乳幼児がb m市内からの避難を余儀なくされているというにほど近いものがある。

中間指針追補は自主的避難等対象者の子供について精神的損害を認めているが、それは、妊婦・子供が一定の合理的な期間においては不安を抱くことにも合理性があるという認定・判断を基礎とするものに過ぎず、妊婦・胎児の健康に対する客観的・具体的な危険が生じているということを経験とするものではないのであり、子供である原告番号14-2及び同14-3に対して被告東電が支払うこととしている精神的損害の前記賠償額を超える慰謝料請求には理由がない。

3 母子避難が6年以上も続いており、家族離散状態の生活を余儀なくされたとの主張について

原告番号14-1ないし同14-3は、本件事故の影響によりb m市からの避難を余儀なくされたものではなく、あくまで自己の判断に基づいて避難をしていると認められる。そして、b m市内の空間放射線量の状況については、b m市内において共通の基礎事情であるところ、かかる共通の基礎事情を出発点としてb m市から自主的避難をするか、b m市に滞在するかについては、結局のところ、住民各人の考え方や事情に基づく判断によるものである。

原告らは、母子避難が6年以上も続いていると主張するが、原告番号14-1及びその夫は、本件事故時に居住していた1 m町の自宅やその周辺の放射線量を直接計測したことはなく、また、b m市が作成したb m市の地区別の放射線量の推移も把握していないなど、原告らの主張する放射線の影響は具体的な危険に基づかない漠然とした主観的な不安をいうものにすぎない。

そもそも、自主的避難をした住民と滞り住者の住民の間で、基礎となる本件事故の放射線の影響の程度が共通である以上は、これに起因する精神的損害の程度が異なると解することは公平ではなく、むしろ、自主的避難者は避難することによって、放射線のリスクから遠ざかり、放射線に対する不安から解放される関係にあるから、中間指針追補も自主的避難者と滞り住者間で原子力損害としての精神的損害等の賠償額に差を設けない考え方を示しているものであり、かかる原告らの主張により、原告らの慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

4 原告番号14-1は、避難当初、孤独で精神的に追い詰められたとの主張について

本件事故発生直後の本件事故や本件原発の状況等が不明確な時期において、一時的な避難行動を採ることについてはやむを得ない面があることから、被告東電においては、かかる本件事故発生当初の時期について、精神的損害、避難費用及び生活費増加分を一括した損害額として8万円の賠償金を支払う旨公表しており、原告番号14-1についても、かかる賠償金を支払っており、放射線量の状況等に照らしても、かかる賠償額は合理的である。

5 避難元と避難先での二重生活により、経済的に困窮しているとの主張及び長引く避難生活が原因で、地元の友人などと疎遠になったとの主張について

原告らは、本件事故によってb m市からの避難を余儀なくされているとは評価できないものであり、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し、現在も継続しているものであって、本件事故の放射線の影響によってb m市に帰還できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。

したがって、そのような中でも原告らとして帰還をしないと判断した上で、経済的な困窮に陥ったり、地元の友人らと疎遠になったとしても、それは、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるとはできず、上記主張によっても原告らの慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

6 平成21年にb m市に購入し、家庭菜園などを楽しんでいた自宅での生活が避難生活によって奪われたとの主張について

原告番号14-1は、b m市に購入した自宅での生活が避難生活によって奪われたと主張するが、b m市内は、政府による避難指示の対象区域ではなく、実際、原告番号14-1の夫も、避難をしていない。また、福島県の県民健康調査による外部被ばく調査結果や内部被ばくの調査結果においても、健康への影響が確認されておらず、実際に多数の18歳未満人口を含めてb m市内での社会生活が通常に営まれていること等を踏まえれば、原告番号14-1ないし同14-3が本件事故の影響によってb m市内の自宅での生活し得ない状況に置かれるに至ったということとはできず、b m市での一戸建ての自宅での生活を失ったとも評価できない。実際、原告番号14-1の夫は、本件事故後b m市内の自宅での生活を続けているものであり、原告らの上記主張はその基礎を欠くものである。

7 原告番号14-1は、長引く避難生活によるストレスから、体調を崩し、平成25年1月には丹毒に罹患し、入院を余儀なくされたとの主張について

具体的な事情が明らかでない上、自主的避難との関連性も明らかでない。丹毒の原因についても医師からは原因不明と診断されており、本件事故との関係は何ら認められず、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものではない。

8 世間からは差別的な言動を受けることがあり、避難者であることを他人に言うこともできない生活を強いられているとの主張について

具体的な事実関係は明確でないものの、自主的避難者である原告らに対する第三者による非難は、当該第三者個人の認識や

意見、価値観の相違に基づくものであると考えられ、第三者との対人関係に基づいて精神的苦痛を感じるとしても、本件事故の放射線の影響と相当因果関係のある原子力損害ということではできない。また、差別的発言などの不当・違法な加害行為についてはその加害者が明確に非難されるべきであり、これをもって被告の不法行為と評価することはできない。

9 b m市の自宅は、除染がなされたとはいえ、除染の際に削った土が庭に大量に埋められている状態で、放射線被ばくに不安があるとの主張について

本件訴訟において原告らが主張する土壤汚染に起因する慰謝料請求の成否については、当該汚染によって、原告らの健康に対して何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのようなおそれが生じており、差し迫った危険が生じていると認められるかどうか、という点が問題となるというべきであるところ、b m市内の空間放射線量の状況は、同市内に居住する住民に対して具体的な健康被害のおそれを生じさせる程度のものではない。

第2 原告番号14-1の生活費増加分及び避難交通費の請求（抽象的損害計算）について

1 生活費増加分について

本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加分についての具体的な立証もない。仮に、原告番号14世帯に生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は原告らに対して、以下のとおり生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額を含む賠償金を支払い済みであるから、原告ら3名全体に対するかかる既払い額をもって、原告番号14-1の上記請求に対して、弁済の抗弁を主張する。

・原告番号14-1 8万円

・同14-2及び同14-3 60万円

また、被告東電が公表している賠償基準に基づく生活費増加分等に係る賠償金として原告らに対して以下の賠償金額は未払いとなっている。

・原告番号14-1 4万円の生活費増加分等

・同14-2及び同14-3 各8万円（生活費の増加分を含む包括慰謝料）及び4万円の生活費増加分等

以上合計すると、原告番号14の世帯に対する生活費増加分を含む賠償額は被告東電が認める未払い分を含めて156万円となる（本件世帯14賠償額）。

本件事故後におけるb m市内の客観的な危険の程度を踏まえれば、加害者に対して損害賠償義務として帰責し得る賠償対象期間にはおのずと合理的な限度があり、原告番号14-2及び同14-3が子供であることから、かかる限度を本件事故から約1年6か月後に当たる平成24年8月末までを目安とすることには合理性があり、これを越える原告らの請求には理由がない。

2 避難交通費

本件世帯14賠償額において既に賠償の対象とされており、これを越える損害を基礎付けるものではない。

第3 弁護士費用について

原告らに認められるべき損害額は、被告東電に対して裁判外で請求することにより支払われる賠償額と同額であり、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

十二 世帯番号15について

第1 原告番号15の慰謝料請求について

中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である8万円を支払い済みであり、これを越える慰謝料請求については争う。

1 本件事故により、突如避難生活を余儀なくされ、避難先を転々とする苦難の生活を余儀なくされたとの主張について

原告番号15の事故時住所在地であるb 1市内の空間放射線量は年間1mSv前後であると認められ、100mSvを大きく下回っているものであり、政府や自治体が公報しており、新聞報道や専門機関のホームページ等で情報発信がなされているとおり、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとは到底いえることができず、b 1市が本件事故の影響によって生活し得ない状況に置かれていたなどと評価することはできない。

原告番号15は、本件事故後の3月13日に茨城県g e市にある友人宅に避難し、その後、同月14日から同月28日ころまで東京都h m区内の親戚宅、同月28日ころから同年4月上旬まで東京都内の原告番号15の夫の会社寮に避難したが、同年4月上旬には長男の小学校の新学期が始まるとの連絡を受けたことからb 1市の自宅に戻ったとのことであるところ、このように、本件事故発生直後の時期において本件事故や本件原発の状況等が不明確な時期において、一時的な避難行動を採ることについてはやむを得ない面があり、被告東電においては、かかる本件事故発生当初の時期について、精神的損害、避難費用及び生活費増加分を一括した損害額として8万円の賠償金を賠償済みである。

しかしながら、他方で、平成23年4月以降に、原告番号15がb 1市に戻り、長男の小学校の新学期開始以降については、b 1市内の空間放射線量の数値、科学的知見の周知の状況及び外部被ばく調査の結果等は前述のとおりであり、客観的には本件事故による放射線の影響によって原告番号15がb 1市での生活ができないとか、b 1市内に帰還できない状況に置かれていたなどとは到底評価できず、また、原告番号15は当時のb 1市の放射線量について認識していないまま東京への避難を決断したのであるから、再度の避難をしたのは専ら自らの選択判断に基づくものというほかない。

2 避難が6年以上も続いており、父母と離れ離れの生活を送っているとの主張について

原告番号15は、本件事故後1年くらいは月4回の割合で、平成24年4月からは大体2週間に1回（隔週）のペースでb 1市の実家と東京を往復していたとのことであり、本件事故後も定期的に父母と顔を合わせることができていたと認められる。原告番号15の自主的避難については、政府の避難指示によるものではなく、結局のところ、原告番号15の判断に基づくものであり、それにより父母との別居状態が生ずることについても原告番号15がそのような選択をした結果であって、本件事故の放射線の影響によって客観的に別居を余儀なくされたとは評価することができない。

3 高齢の父母の世話をするため、避難先とb 1市を定期的に往復しなければならず、時間的、体力的にも負担を強いられるとの主張について

原告番号15は、本件事故によってb 1市からの避難を余儀なくされているとは評価できず、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し、現在も継続しているものである。

4 自身の被ばく不安のみならず、長男が被ばくしたため、将来健康影響が生じたり、差別的な扱いを受けるおそれに対し